

洛西総合庁舎会議室使用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、洛西総合庁舎の会議室を西京区の住民で組織する団体が、地域の福祉、文化の向上などを図ることを目的とした会議の場として使用するための必要な手続きを定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 会議室及びその付属施設（冷暖房設備、放送設備その他西京区役所洛西支所担当区長（以下「担当区長」という。）が別に指定するものを除く。）を使用しようとするものは、担当区長が定める会議室使用許可申請書により、担当区長に申請しなければならない。

2 使用許可を受けた後に、使用目的その他許可申請内容に変更が生じたときは、直ちにその旨を担当区長に申し出て、新たに許可を受けなければならない。

3 会議室の使用許可申請において、同一団体が、2日以上に渡って連続して使用しようとするとき又は、定期的の使用しようとするときは、その申請を受け付けない場合がある。

(申込期間)

第3条 会議室使用許可申請書の受付は、その使用しようとする日の1ヶ月前から2日前までとし、受付時間は平日（支所閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

(使用時間等)

第4条 会議室を使用することができる時間は別表第1のとおりとする。

2 会議室は、毎年12月27日から翌年1月5日までの間、及び公職選挙法に基づく選挙の告示日から開票日翌日までの間は使用できないものとする。

(使用許可)

第5条 担当区長は会議室の使用を許可したときは、許可書を申請者に交付する。

2 前項に定める使用許可を受けて会議室を使用している場合であっても、本市職員がその会議室に入室することを妨げてはならない。

(使用の不許可)

第6条 次の各号の一に該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 支所等の業務に支障があるとき。
- (2) 庁舎の管理上支障があるとき。
- (3) 公の秩序を乱し善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (4) 政治活動に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (6) 営利行為その他特定人の利益に供するおそれがあるとき。
- (7) その他担当区長が不相当と認めるとき。

(使用許可の変更)

第7条 次の各号の一に該当するときは、担当区長は使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この要綱に定める事項又は使用許可時の注意事項に違反したとき。
- (2) 災害その他不可抗力により会議室の使用ができなくなったとき。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に掲げる暴力団の活動に利用されると認められるとき。
- (4) その他公用又は管理上の都合により、担当区長が特に必要と認めたとき。

2 前項の措置によって損害が生ずることがあっても、担当区長及び市はその責を負わない。

(使用者の管理義務及び禁止行為)

第8条 使用者は、次の各号に定める行為をしてはならないほか、会議室を善良なる管理者の注意を持って管理するとともに、その使用後は使用許可時の注意事項に従って、措置しなければならない。

- (1) 会議室での飲食行為及び喫煙。
- (2) 音楽の演奏などみだりに大きい音を立てる行為。
- (3) その他担当区長が不相当と認める行為。

(損害賠償)

第9条 使用者が会議室を破損するなど市に損害を与えたとき、その会議室を管理する担当区長の認定により、その損害を賠償しなければならない。

附則

この要綱は昭和62年5月1日から実施する。

附則

この要綱は平成21年4月1日から実施する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から実施する。

附則

この要綱は平成26年1月1日から実施する。

附則

この要綱は平成28年9月1日から実施する。

別表第1

午 前	午 後	夜 間
午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで